アルマティ	カザフスタン	1021.0	3.1	-0.3	65	85	--	--
タシケント	ウズベキスタン	1018.6	7.8	-1.5	71	102	3	12
バンコク	タ　イ	1009.1	30.5	0.7	24	61	3	3
クアラルンプール	マレーシア	1009.4	28.3	0.7	208	76	3	13
ニューデリー	イ ン ド	------	---	---	---	---	--	--
コロンボ	スリランカ	1009.5	28.2	0.1	122	105	--	10
カ ラ チ	パキスタン	1011.7	25.5	-0.1	0	0	3	0
モスクワ	ロ シ ア	1010.7	-3.1	-2.1	62	176	--	11
ミンスク	ベラルーシ	1016.7	1.0	1.0	39	85	3	11
キ エ フ	ウクライナ	1016.9	2.5	0.6	37	102	3	10
ヘルシンキ	フィンランド	1013.4	-0.3	1.6	36	98	4	9
オ ス ロ	ノルウェー	1018.4	4.3	5.4	15	27	1	2
コペンハーゲン	デンマーク	1022.7	6.5	3.1	10	30	--	3
ワルシャワ	ポーランド	1021.6	4.7	2.0	21	68	2	6
ベルリン	ド イ ツ	1024.7	8.0	3.0	9	20	0	4
プ ラ ハ	チ ェ コ	1026.0	6.5	2.9	10	36	0	4
ブカレスト	ルーマニア	1021.8	5.4	0.1	6	16	1	2
ベオグラード	セルビア	1024.0	9.9	2.3	2	4	1	1
レイキャビク	アイスランド	1003.7	3.1	2.5	117	142	4	22
ダブリン	アイルランド	1026.8	8.0	1.3	26	50	--	5
ロンドン	イギリス	1027.8	9.8	1.8	16	38	1	4
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1027.3	8.5	3.3	19	27	--	4
パ　リ	フランス	1027.5	10.2	2.3	16	37	1	4
ウィーン	オーストリア	1024.8	8.5	2.8	30	56	2	4
ジュネーブ	ス イ ス	1026.0	8.6	2.2	14	22	--	3
マドリード	スペイン	1023.6	11.9	0.6	22	88	3	2
リスボン	ポルトガル	1022.7	15.5	1.0	59	102	3	3
アンカラ	ト ル コ	1021.3	3.7	-2.4	43	112	4	9
ダマスカス	シ リ ア	1016.5	10.2	-1.0	56	279	--	2
リ ヤ ド	サウジアラビア	------	---	---	---	---	--	--
アスワン	エジプト	1016.3	20.4	-2.0	0	0	3	0
チュニス	チュニジア	1022.5	14.6	0.6	36	87	2	7
カサブランカ	モロッコ	1019.6	15.9	0.6	5	14	1	3
アジスアベバ	エチオピア	------	---	---	---	---	--	--
バ マ コ	マ　リ	------	---	---	---	---	--	--
ダカール	セネガル	1012.1	21.5	0.4	4	---	6	2
ダルエスサラーム	タンザニア	1011.0	27.4	-0.2	50	35	--	6
ケープタウン	南アフリカ	------	---	---	---	---	--	--
グース	カ ナ ダ	1013.9	-10.8	-1.5	61	96	3	7
ホワイトホース	カ ナ ダ	1001.8	-6.5	0.1	28	239	5	7
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1019.1	10.4	4.5	25	24	2	6
ワシントン	アメリカ合衆国	1019.6	13.8	5.6	26	29	1	6
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1015.6	11.9	8.7	68	107	4	6
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1017.6	11.8	-0.9	121	172	5	9
モンテレー	メキシコ	------	---	---	---	---	--	--
キングストン	ジャマイカ	1015.1	26.3	-0.3	72	355	5	5
サンファン	プエルトリコ	1016.9	25.9	0.1	235	553	6	14
カラカス	ベネズエラ	1012.4	25.5	-0.2	0	0	1	0
フォルタレザ	ブラジル	1011.9	26.9	0.2	302	86	3	19
リ　マ	ペ ル ー	1010.2	23.2	0.4	0	0	4	0
ロサリオ	アルゼンチン	1013.5	21.4	0.0	146	94	4	5
ホノルル	ハ ワ イ	1017.9	23.5	-0.2	140	281	5	4
ポンペイ	ミクロネシア	------	---	---	328	99	4	--
コロール	パ ラ オ	------	28.0	0.3	229	119	5	--
ナンディ	フィジー	------	---	---	---	---	--	--
クライストチャーチ	ニュージーランド	------	---	---	---	---	--	--
ブリスベーン	オーストラリア	1013.5	23.3	-0.2	165	150	--	12
キャンベラ	オーストラリア	1015.7	16.1	-1.7	198	475	--	9
パ ー ス	オーストラリア	1013.6	23.6	0.8	0	0	1	0
昭和基地	南　極	985.8	-8.0	-1.5	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

謄　事　項

工 場 財 団

岡山市北区中山下二丁目１番77号**中国精油株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市玉島乙島8252番地の８中国精油株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年４月 23 日

岡山地方法務局倉敷支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年４月14日から１か月間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年４月 23 日

名古屋法務局長　堀部　哲夫

記

氏名　長江　　渉

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第1580号

事務所の所在地　愛知県春日井市鳥居松町三丁目36番地

違反行為　登記申請意思確認義務違反等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 23 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太平電業株式会社　代表取締役　高橋　　徹　東京都千代田区神田神保町２－４　国土交通大臣許可(般・特―22)第3967号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内におけるとび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）　「とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成24年４月24日から平成24年４月26日までの３日間

４　処分の原因となった事実　太平電業株式会社及び同社元社員は、関西電力大飯原子力発電所の修繕工事等において、法定の除外事由がないにもかかわらず、労働者供給事業を行う下請負業者との供給契約に基づき、同会社から供給された労働者に、自らの指揮命令の下に、労働させたことが職業安定法に違反するとして、平成24年２月２日小倉簡易裁判所から各々に対し罰金50万円の略式命令を受け、各々その刑が確定したものである。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第９１号

盛岡市大通３丁目１番６号金沢ビル３階

申立人　相続財産管理人　松下　壽夫

本籍岩手県九戸郡洋野町種市第一地割114番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県久慈市、死亡年月日平成22年９月23日、出生の場所岩手県九戸郡種市町、出生年月日昭和30年６月３日、職業不明

被相続人　亡　庭　　勝則

催告期間満了日　平成24年10月31日

盛岡家庭裁判所久慈出張所